

DCとはDefined Contributionの略＝確定拠出年金のことです。

平成18年10月30日

確定拠出年金は施行開始から5年後に、必要であれば、制度の改正を含めた見直しを行うことになっています。拠出限度額の引上げ、マッチング拠出などの実現に注目が集まります。

施行開始5年経過後の見直しの行方

企業年金連合会が厚労省へ要望書提出

平成13年に施行された確定拠出年金法には、規定の見直しを予告した条文（同法附則第4条）が、あらかじめ盛り込まれています。

その内容は、「政府は、この法律の施行後5年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする」となっています。

施行開始から5年経ち、現実問題として、運営上様々な課題が指摘されており、使いやすい年金制度としてどこまで改正できるのか、今後の動向が気になるところです。さて、今年7月、企業年金連合会は厚生労働省に対して、平成19年度企業年金税制改正に関する要望書を提出していますので、以下では、その内容に則して、主要な要望事項についての紹介を行いたいと思います。

主な制度改正要望事項

- | | |
|---|--------------------|
| 1 | 特別法人税の撤廃 |
| 2 | マッチング拠出の容認 |
| 3 | 拠出限度額の撤廃またはさらなる引上げ |
| 4 | 脱退一時金の支給要件緩和 |
| 5 | 加入上限年齢の引上げ |
| 6 | 第3号被保険者の個人型加入の容認 |
| 7 | 中退共からDCへの移換の容認 |
| 8 | 経済困窮者についての限定的引出し容認 |

（出所）企業年金連合会「企業年金8月号」

課税凍結中の特別法人税の廃止

DCの個人別管理資産は特別法人税の課税対象ですが、現在、平成19年度まで課税凍結中です。このため、制度発足以来、課税は無く、今後も随時凍結延長となる可能性もありますが、加入者や導入検討中の企業にとっては、先行きが不透明な課税制度の存続は不安をもたらすことでしょう。企業年金の資金準備においては、拠出時・運用時＝非課税、給付時＝課税（公的年金等控除適用）の原則を明確化することが望ましいと考えられます。

マッチング拠出制度の枠組みを導入

企業型DCでは、加入者による任意の掛金拠出（マッチング拠出）は認められていません。現行の拠出限度額とは別枠でマッチング拠出枠を作り、課税前拠出（所得控除対象）枠を導入するか、又は、課税後拠出枠を導入して、運用時非課税の恩恵だけでも受けられるようにするのか、何らかの見直しを図られることが期待されます。

公的年金が抑制傾向にある中、自助努力による老齢給付資金の積立てニーズは高まるものと考えられます。マッチング枠が導入されて、加入者本位の主体的な資産形成が促されれば、投資教育への関心が高まる相乗効果も期待できます。

拠出限度額の撤廃または引上げ

企業型DCでは、他の企業年金の有無により拠出限度額（有＝月額2万3千円／無＝同4万6千円）が設定され、自由な制度設計が妨げられています。実際、限度額が存在が制約となって、退職給付制度をDCに一本化できない弊害も出ており、その撤廃または再引上げ（平成16年に一度引上げられた）が求められています。一方、企業型DCや厚生年金基金などの企業年金がない会社員（第2号加入者）の場合、個人型DCに加入できますが、この場合の拠出限度額も同1万8千円と厳しく制限されています。他に企業年金を有しておらず、自助努力するしかない割には低水準です。いずれの場合も改善余地がまだあるのではないのでしょうか。

脱退一時金の支給要件緩和等

DCでは、老齢給付資金確保の観点から60歳に到達するまでの脱退一時金の支給には、加入者期間3年以下であるか、個人別管理資産50万円以下であるか、などの要件があり、厳しく制限されています。この問題が導入時の労使合意の障害となり、他制度からの移行を阻害する要因となっています。他の企業年金では中途退職時の受給が認められているので、大きな格差があります。

又、経済困窮状態に陥っても、自身の個人別管理資産を引き出せないという弊害も生じています。この対策として、特定の要件を満たした経済困窮者についてのみ、限定的な引出しを認める措置が講じられるなどの改善が望まれています。

以上、主な改正要望事項について説明しましたが、今後、実際にどの様な議論が展開されていくのか、大いに注目されます。

制度への加入に関する最終決定はお客様ご自身の判断と責任でなされるようお願いいたします。本資料は、岡三証券が信頼できると判断した情報源からの情報に基づいて作成したものです。その情報の正確性、完全性を保証するものではありません。また、本資料に記載された意見や予測等は、資料作成時点での岡三証券の判断であり、今後予告なしに変更されることがあります。